

「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
内閣府令第9条	内閣府令第9条中「被災者への信用供与の状況及び」という箇所について、計画とは、活動の目標及びその達成のための手段を定めるものであることから、現状の記述である「状況」を記載事項とするのはおかしい。当該箇所を「被災者への信用供与の目標及びその達成のための方策並びに」とすべき。	震災特例における経営強化計画の記載事項については、東日本大震災へ対応するという性格に鑑み、貸出比率向上等の数値目標は求めないこととしつつ、「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」の記載を求めることが適切としたところです。 御指摘の「被災者への信用供与の状況」は、この「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」の前提となる現状把握であるため、これを記載事項とすることが適切と考えられます。